

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

未来（あす）へつなぐ玉川村の水と住環境再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

福島県石川郡玉川村

3 地域再生計画の区域

福島県石川郡玉川村の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地域の現況

玉川村は、福島県の中通り南部に位置し、人口 6,134 人（令和 6 年 3 月末現在）、面積 46.67 平方キロメートルで、阿武隈山地の西側斜面に位置し、丘陵地と阿武隈川東岸に開けた平坦地まで、変化に富み肥沃な農地に恵まれた豊かな地域である。

また、村内には、空の玄関口として福島空港や東北自動車道路矢吹インターチェンジからあぶくま高原自動車道路が分岐し、玉川 IC 及び福島空港 IC が設置され、交通利便性に優れた村である。

4-2 地域の課題

本村の人口は、近年大きく減少傾向にあり、2015 年（H27 年国勢調査調べ）に 6,777 人いた人口は、2022 年（R2 年国勢調査調べ）には 6,392 人となり、将来的には 2060 年（R42 年）に 3,641 人になることが予測されており、今後も人口減少が継続した場合、地域コミュニティーの維持に支障をきたす恐れがある。村民の誰もが笑顔で心豊かに暮らせる地域社会の実現には、宅地開発や雇用対策などの移住・定住対策を積極的に講じることにより、村の人口の維持・回復が必要であり、令和 11 年の人口 6,700 人を目標とする。

また、近年本村においても都市化が進む一方、依然として汲み取りトイレを利用する家庭も存在することが、定住・移住及びリターンの推進に当たっての支障にもなっており、水洗化への転換について村民からの要望が寄せられている。

加えて、本村の汚水処理の状況は、汚水処理人口普及率は令和 5 年度末 78.1% であり、福島県内平均の 87.1%、全国平均の 93.3% を大きく下回っており、生活環境整備が遅れていることは明確であり、早急に普及拡大を図り定住促進に繋げていく必要がある。

さらに、生活排水が流入する農業用水路、道路側溝及び河川等では水質汚濁が問題化しており、家庭から排出される生活雑排水による周辺への悪臭対策やその水がかんがい用水として圃場に流入することにより農産物の品質を悪化させ生産量の減少に繋がるなど、生活環境の維持・向上や農業用水としての利用に当たってはその対策が必要不可欠である。

本村では、令和2年3月に改訂した「第2期玉川村まち・ひと・しごと創生総合戦略」により、「新たな人の流れをつくる（選ばれる村づくりプロジェクト）」、「仕事と支える人材をつくる（元気な産業応援プロジェクト）」、「誰もが活躍できる地域をつくる（共に生きる村づくりプロジェクト）」、「時代に合った地域をつくる（元気な地域づくりプロジェクト）」の4つを今後の基本目標とした。

特に人を呼び込む施策として、移住・定住の推進を図るため「U I Jターンの推進・誘導」と「居住環境の確保・整備」を推進するために、住宅開発を促進し、交通アクセスの利便性を活かした居住環境づくりを進め、農業集落排水施設と合併処理浄化槽の整備により住環境のインフラを整え、民間宅地開発を推進する必要がある。

4－3 計画の目標

こうした状況を踏まえ、地方創生汚水処理施設整備推進交付金により農業集落排水施設及び合併処理浄化槽の整備を一体的に推進することにより、さらなる汚水処理人口普及率の向上を図り、循環型社会の推進や自然環境の保全、さらには自然環境の再生によるふるさとづくりを図るとともに、村内の農用地に清らかなる水を供給し、農業を中心とした地域経済の活性化とコミュニティーの再生を推進する。

本村では、平成28年3月に策定した「第6次玉川村振興計画」により、「村民と 共に歩み育む 心豊かな村づくり」を基本理念とし、10年後の村の将来像を「未来（あす）が輝く村づくり“元気な”たまかわ」と定めており、村の総合戦略との連携による、持続的に発展していく活力ある村づくりの推進を図っていく。

それらの結果、地域全体として居住環境の向上及び農作物の生産向上、さらには自然環境の保全等が図られ、豊かで潤いのある地域づくりと再生による「未来（あす）へつなぐ玉川村の水と住環境再生計画」を目指すものである。

（目標1）移住に伴う定住人口の増加（民間宅地開発及び移住定住促進事業）

令和6年度（基準年度） 0人 → 令和11年度 300人

（目標2）農業用水路や道路側溝の水質向上による農作業被害農地の減少

（管路整備の進捗による農作業被害農地の解消見込みエリア面積）

令和6年度（基準年度） 42.5ha → 令和11年度 0ha

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

河川、水路など公共用水域の水質保全を図るため、村内にある 11 行政区の中でも、定住世帯及び流入人口が連担し密集している人口密度が高い地域は、農業集落排水事業で対応する。今回整備する玉川地区は、農業集落排水施設の整備としては 4 地区目であり、村内でも一番人口が多い地域である。

また、村内でも比較的人口密度が低い地域においては、合併処理浄化槽の整備を進める。加えて、移住・定住者向け住宅の整備等の取り組みを進めることにより、汚水処理人口普及率の向上、生活雑排水による水質汚濁の防止並びに移住・定住の促進に、地域住民と一体となって取組む。

5-2 第 5 章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 地方創生汚水処理施設整備推進交付金 【A3009】

農業集落排水施設整備・・・平成 29 年 11 月 8 日に福島県より事業計画承認を受けている

[事業主体]

- ・玉川村

[施設の種類]

- ・農業集落排水施設
- ・合併処理浄化槽(個人設置型)

[事業区域]

- ・農業集落排水施設 玉川地区
- ・合併処理浄化槽(個人設置型) 玉川村全域 農業集落排水処理施設の整備区域を除く

[事業期間]

- ・農業集落排水施設
令和 7 年度～令和 11 年度
- ・合併処理浄化槽(個人設置型)
令和 7 年度～令和 11 年度

[整備量]

- ・農業集落排水施設
 - 管路 L=12,400m Φ250mm～Φ150mm
 - マンホールポンプ 19 箇所

- ・合併処理浄化槽(個人設置型)
5人槽～10人槽 計 50基

なお、各施設による新規の処理人口は下表のとおり

各施設	新規の処理人口(人)
農業集落排水事業(処理区全体人口)	2,280人
合併処理浄化槽	170人
合計	2,450人

※農業集落排水施設の処理人口は、処理区全体人口である。

[事業費]

- ・農業集落排水施設
事業費 2,812,100千円(うち交付金 1,406,050千円)
- ・合併処理浄化槽(個人設置型)
事業費 19,580千円(うち交付金 6,526千円)
- ・合計
事業費 2,831,680千円(うち交付金 1,412,576千円)

[事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価方法]

指標	年度 R6	基準年 R6	R7	R8	R9	R10	R11
指標1 汚水処理人口普及率の向上	78.1 %	78.5 %	79.2 %	81.0 %	82.5 %	83.6 %	
指標2 移住・定住者の増加	一人	60人	100人	150人	200人	300人	

※毎年度終了後に玉川村が必要な普及率調査等を行い、速やかに状況を把握する。

[事業が先導的なものであると認められる理由]

(政策間連携)

移住・定住者の促進に当たっては、村内全域で共通の汚水処理サービスが享受できる必要がある。そのためにも、人口の集中する集落地域においては、農業集落排水施設を整備し、集落が散在する地域においては個別の住宅への合併処理浄化槽の整備を行うことにより、地域特性に応じた効率的な移住・定住促進に必要な快適な住環境の確保が可能である。

(デジタル社会の形成への寄与)

I C T を活用した施設管理の推進により、新規宅地造成者への情報提供や修繕等の復旧作業の効率化を実践し、維持管理の向上を図っていく。具体的には、農業集落排水処理施設管理システムを構築することとしており、管路布設位置の図面提供、修繕箇所等の迅速な把握や実施に活用するとともに事務等の省力化を図る。

5－3 その他の事業

地域再生法による特別措置を活用するほか、「未来(あす)へつなぐ玉川村の水と住環境再生」を実現するため、以下の事業を一体的に行う。

5－3－1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5－3－2 支援措置によらない独自の取組

(1) 汚水処理事業における普及啓発等の活動推進

内 容 未処理世帯に対し、農業集落排水施設への接続促進、合併処理浄化槽の普及啓発のため、未処理世帯臨戸訪問や村広報紙などによる普及啓発活動、浄化槽の日のPR活動などを実施する。

実施主体 玉川村

実施期間 令和7年4月～令和12年3月

(2) 定住の促進

内 容 移住や定住促進に資する取組として、住宅取得を奨励し、定住の促進及び人口増加を図り人々が集う豊かで活力ある村づくりのため、村内に新築住宅を取得した方に定住促進の補助金を交付することや子育て世帯にたまかわっ子誕生祝金の支給することで定住促進に繋げる。また、移住者を対象に随時、移住サポートセンターで移住相談会等の支援を行う。

実施主体 玉川村

実施期間 令和7年4月～令和12年3月

(3) 空き家・空き地バンク事業

内 容 村内にある空き家・空き地の有効活用を通して、定住の促進による地域の活性化及び地域の環境保全を図る事業を実施する。また、村内の空き家情報のデータベース化を適時行い、全国空き家バンク、村空き家バンクへの登録や情報を随時提供する。また、村独自の移住者サポートセンターと連携し対象者へ現地見学会等の取り組みを行い、移住定住を促進する。

実施主体 玉川村

実施期間 令和7年4月～令和12年3月

6 計画期間

令和7年度～令和11年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画年度終了後に玉川村が必要な宅地開発の増加達成状況調査等を行い、速やかに状況を把握する。

また、汚水処理人口普及率も、必要な状況調査を行い中間評価、事後評価を行う。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	令和6年度 (基準年度)	令和8年度 (中間年度)	令和11年度 (最終年度)
目標1 宅地開発及び移住定住促進事業による移住人口の増加	0人	100人	300人
目標2 農業用水路や道路側溝の水質向上による農作業被害農地の減少 (管路整備の進捗による農作業被害農地の解消見込みエリア面積)	42.5ha	26.9ha	0ha

(指標とする数値の収集方法)

項目	収集方法
宅地開発等による移住人口の増	玉川村のデータ（住民基本台帳）より
農業用水路や道路側溝の水質向上による農作業被害農地の減少	玉川村のデータ（工事進捗状況）より

- ・目標の達成状況以外の評価を行う内容
 1. 事業の進捗状況
 2. 総合的な評価や今後の方針

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

4に示す地域再生計画の目標については、中間評価及び事後評価の内容を、速やかに玉川村のホームページにより公表する。